

漁業法第 3 1 条の規定に基づく漁獲量等の公表について
(青森県くろまぐろ (小型魚) 漁業)

漁業法第 3 1 条の規定に基づき、青森県知事管理区分「青森県くろまぐろ (小型魚) 漁業」の漁獲量等を公表します。

令和 8 年 8 月 2 0 日
青森県知事 宮下宗一郎

記

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
青森県知事管理区分「青森県くろまぐろ (小型魚) 漁業」
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合
7 2 . 4 パーセント (A / B)
漁獲量 2 4 2 . 7 2 トン (A)
漁獲可能量 3 3 5 . 3 0 トン (B)
- 3 当該管理区分の漁業者が通常の漁獲を行うとした場合にその漁獲量が当該
漁獲可能量を超えると見込まれる時期
未定 (漁場形成等が例年異なり、推定することが困難であるため)